

危機管理カード

所属

名前



神戸市危機管理基本指針

危機に対する基本的心構え

- ① 普段から様々な情報に細心の注意を払うこと。
- ② 事前に危機の兆候を察知して予見を行うこと。
- ③ 常に最悪の事態を想定し、万全の対応を行うこと。

① 山折



自動参集について

次の場合は、全市防災指令第3号が自動発令されますので、各所属等からの連絡を待たずして、参集してください。

- 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき
- 兵庫県瀬戸内海沿岸に大津波警報が発表されたとき

② 谷折



動員区分 (☑を入れてください)

☐ 所属動員 ☐ 指定動員 ☐ 直近動員



参集場所

※市域に震度5弱・5強の地震が発生、または兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表されたときは、全課長級以上の職員及びあらかじめ所属で定めた係長級以下の職員が参集します(全市防災指令第2号自動発令)。



あなたがすべきことを確認する

防災指令発令時における業務メモ

災害内容	業務内容
 地震 津波	班 ・ ・ ・
 風水害	班 ・ ・ ・ ・ ・
 その他	・

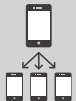


連絡先一覧

あなたの緊急伝達先（連絡網）

誰から

TEL



TEL

TEL

TEL

①谷折 ---

局室区の総務担当課の連絡先



神戸市役所 078-331-8181（代）

神戸市お問い合わせセンター 078-333-3330

災害テレフォンセンター 0570-078500

災害用伝言ダイヤル 171

その他必要な連絡先

②山折 ---



メモ

局室区の役割（各局室区の業務内容をお書き下さい）

③谷折